

## 守谷市パブリック・コメント（意見公募）手続要綱の考え方

### （目的）

第1条 この告示は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

### 【考え方】

1 パブリック・コメント制度の目的は、公正で民主的な市政を推進していくことである。そのために、市の施策案などを積極的に説明する機会を設け、それについて市民の様々な意見をいただき、最終的な決定に反映していこうとするものである。また、提出された意見に対する市の考え方も公表されることになり、より透明性の向上が図れるものである。

この制度の対象となる施策は、必ず案の段階で公表され、意見を提出すれば必ず最終段階で考慮されることになる。このことは、市民の市政への関心を高め、行政と市民の信頼関係を築くことになり、市民との協働による市政の推進が図れるものである。

### （パブリック・コメント手続）

第2条 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

### 【考え方】

1 パブリック・コメント制度を広く認知させ、制度の実効性を高めるため、「パブリック・コメント手続」を告示上の用語に位置付ける。

他の自治体では、国と同じように「意見提出手続」と表現している例も見られるが、マスコミ報道や行政分野などでの使用例を見ると、「パブリック・コメント」と表現した方が一般的である。（なお、国立国語研究所の外来語言い換え案の中では「意見公募」としている。）

手続の流れは、実施機関が案を作成し、その案と資料を公表し、意見・

情報を募集する。そして 広く市民から意見・情報が提出される。これを受けて市長は、案に取り入れるべき意見・情報に基づき修正、一方、取り入れるべきでない意見・情報についてその理由をまとめ、提出された意見・情報に対する実施機関の考え方を提出された意見・情報とともに公表し、最終的な意思決定を行う。

(定義)

第3条 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

2 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

【考え方】

1 この制度を市政全般に適用させるため、議決機関である議会と審査機関である固定資産評価審査委員会を除く市の機関すべてをこの制度の実施機関に位置付ける。なお、水道事業管理者は、市長としての実施機関に含まれる。

2 本市に在住・在勤・在学者、在事務所(事業所)、納税義務者、利害関係者を「市民等」と定義し、パブリック・コメント手続の「意見等を提出できるもの」に位置付ける。

(対象)

第4条 実施機関は、当該各号に掲げる市の基本的な施策等(以下「施策等」という。)を策定する場合に、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は廃止

ア 別表1に定めるもののほか、市の基本的な制度を定める条例

イ 別表2に定めるもののほか、市民等に義務を課し、又はその権利を制限

する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

（２）前号に掲げる条例の改正で，市の基本的な制度の改正あるいは，市民等に義務を課し，又は権利を制限する部分の改正

（３）別表３に定めるもののほか，市の基本的な方針，計画の策定又は改定

（４）別表４に定めるもののほか，市の基本的な方向性を定める憲章，宣言等の制定又は改廃

#### 【考え方】

１ 行政の効率化を考えるとすべての施策などについて，この制度を実施することは困難であるので，市民の生活に重大な影響を与えるような施策などに限定してこの制度を実施する。

２ 「市の基本的な制度を定める条例」とは，「行政手続条例」，「情報公開条例」など，市政全般又は個別行政分野における基本理念，方針，市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいう。ただし，部設置条例，職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは，該当しない。

３ 「市民等に義務を課し，又はその権利を制限する条例」とは，地方自治法第１４条第２項（普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。）に基づく条例が該当する。ただし，公の施設の設置管理条例，又は公営住宅や都市公園等についての条例などで住民の権利や義務に直接関係のある規定が設けられていても，それは住民の福祉を積極的に推進するための事務事業を通じて特定の者との間に生ずる関係であること，及び内容が典型的なものがほとんどであり，市民等の意見を募集する必要性・有用性に乏しいため本手続の対象から除く。

また，金銭の徴収についても，地方自治法第７４条第１項で地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定・改廃が直接請求の対象となっていないことを踏まえ，本手続の対象から除く。

４ 「市の基本的な方針，計画」とは，市の総合計画の基本構想・基本計画，さらには環境や福祉，都市計画などの行政分野ごとの基本的な行政計画などをいう。

５ 「市の基本的な方向性を定める憲章，宣言等」とは，例えば，「守谷市民憲章」や「非核平和都市宣言」などをいう。

- 6 具体的な案件がこの制度に定める手続を取るべき対象であるかどうかについては、個別の計画の性格、内容等に応じて実施機関（内容を熟知する各部局）がこの制度の趣旨に照らして判断する。ただし、その判断が適当であるかどうかについては、第11条に規定する「運用委員会」の監理の対象となる。

（適用除外等）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この告示の規定を適用しない。

- （1）迅速又は緊急を要するもの
- （2）法律等の改正に伴い連動して改正される事項及び軽微な変更
- （3）法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続を行うもの
- （4）地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- （5）地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この告示に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの

#### 【考え方】

- 1 「迅速又は緊急を要するもの」とは、パブリック・コメント手続に掛かる所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、本手続を経る時間がない場合をいう。本手続の対象となる施策等は、本来時間をかけてじっくり議論を行うべき性質のものであり、あまりこうしたケースはないと思われるが、例えば、災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制などを短期間に策定する必要がある場合などが想定される。事務的な策定手続の遅れにより、パブリック・コメント手続にかける時間がとれないなどというのは認められない。
- 2 「法律等の改正に伴い連動して改正される事項及び軽微な変更」とは、改正の方法・内容について法令等に定められていて裁量の余地がないものや、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものをいう。
- 3 法定縦覧手続など、案の公表、市民等の意見提出が法令で定められている場合は、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することで、

パブリック・コメント手続を行ったものとみなす。

< 例示 >

都市計画の決定（都市計画法）

- ・都市計画の原案作成段階での公聴会による住民の意見の反映
- ・都市計画の案の縦覧時の意見書の提出制度（提出された意見の要旨を踏まえ都市計画審議会で審議）

土地区画整理事業計画の縦覧及び意見書の提出（土地区画整理法）

地区計画等の案の作成（守谷市地区計画等の案の作成手続に関する条例）

- 4 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの」とは、例えば、市民から住民投票条例の制定について直接請求され、市民が作成した条例案を議会に上程する場合などが該当する。この場合は、住民投票条例の可否を議会が審議することになり、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する市民の50分の1以上の連署をもって請求されたものであり、民意も反映されていると判断し、パブリック・コメント手続を行ったものとみなす。
- 5 審議会等の答申等を受けて意思決定をする場合、審議会等がこの告示に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合、同様の案について手続を繰り返すことは、効率性の面からも望ましくないことから、改めてこの告示の定める手続を経ないで意思決定することができる。

< 参考 >

地方自治法第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（施策等の案の公表等）

第6条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、その意思決定を行う前に相当の期間を設けて、施策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等の案を作成した経緯

(2) 施策等の案を作成する際に整理した実施機関の考え方

(3) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときまでに、市のホームページ又は広報もりやへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリック・コメント手続の実施について市民等に周知するよう努める。

#### 【考え方】

1 パブリック・コメント手続は、まず実施機関が施策等の案を公表することから始まる。

2 公表するに当たっては、単にその案だけを示すのではなく、その趣旨や目的、策定するに至った経緯や概要などをわかりやすく示していく必要がある。また、それだけでは十分理解できない場合は、関係資料、関係情報を併せて公表するものとする。

3 パブリック・コメント制度の実施に当たっては、広く市民等に周知することが重要である。施策等の案とその関係資料を所管課や実施機関が指定する場所に配備するとともに、市のホームページに掲載することとする。また、これ以外にも「広報もりや」への掲載や報道機関への発表などにより周知に努めることとする。

なお、「広報もりや」については、紙面の都合上、施策等の案の概要、公表資料全体の入手方法、意見提出の方法のみを掲載することとする。

#### (意見等の提出)

第7条 実施機関は、施策等の案及び前条第2項各号に掲げる資料(以下「施策等の案等」という。)の公表の日から30日以上の間を設けて、施策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便

( 3 ) ファクシミリ

( 4 ) 電子メール

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名、連絡先その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

#### 【考え方】

1 意見を募集する期間は、案の周知期間及び意見提出の準備期間を考慮し、最低30日以上確保するものとする。本条第1項ただし書の意見提出期間の短縮と第5条の緊急を理由とする適用除外との違いは、緊急の度合いによるものであり、期間を短縮しても意味のないものは、第5条の適用除外となる。

2 意見等の提出方法は、窓口への書面持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等とする。口頭あるいは電話での直接的な意見は想定していない。

3 市民等が意見を提出する際は、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見の内容について確認を行う可能性もあることから、提出者の住所、氏名、連絡先その他市民等であることを示す事項を明らかにして行うこととし、案の公表に際しては、その条件を明示することとする。

#### ( 意思決定に当たっての意見等の考慮 )

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）第6条に規定する公開しないことができる情報に該当するものは除く。

( 1 ) 提出された意見等の概要

( 2 ) 提出された意見に対する実施機関の考え方

( 3 ) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 前項の公表において、施策等の策定に対する意見等にかかわりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、その事項を省略することができる。

4 第1項の施策等の策定の意思決定を行う場合、条文整理等の軽微なものに限り、公表を要しないで施策等の案を修正することができる。

5 第6条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

## 【考え方】

- 1 実施機関は、提出された意見等を取りまとめて整理し、策定しようとする施策等に提出された意見が合理的に反映できるかどうか検討し、最終的な意思決定を行う。
- 2 パブリック・コメント制度は、施策等の案の賛否を問うものではないことから、賛否の結論だけを示した意見及び案件に無関係な意見の場合には、実施機関の考え方を公表しない場合がある。
- 3 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど適宜整理・工夫をして公表することができる。
- 4 実施機関は、最終的な意思決定を行ったときは、その最終案を第6条第3項に規定する方法で公表する。併せて提出された意見や提言の件数及び内容、それらを受けて実施機関が検討を加えた経過と最終的な意見の反映結果などを公表する。
- 5 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れのある情報のように公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 6 軽微な修正が生じた場合は、再度パブリック・コメントを実施しないで、修正することができる。

### (一覧表の公表)

第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 意見等の提出期間
- (3) 施策等の案等の入手方法及び問い合わせ先

## 【考え方】

- 1 パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況を一覧表にして公表することにより、いつ、どこで、どのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているのかを市民が一覧で知ることができる。



(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回パブリック・コメント手続の運用状況(第5条の規定に基づき、パブリック・コメント手続を実施せずに行った施策等の策定若しくは改定又は条例の制定若しくは改廃を含む。)を取りまとめ、これを公表するものとする。

【考え方】

- 1 パブリック・コメント手続の運用状況を公表することで、どのような案件が実施されたのかが容易に知ることができる。さらに、第5条の規定に基づきパブリック・コメントを実施しなかった案件を公表することで本制度の適正な運用を図る。

(運用委員会)

- 第11条 パブリック・コメント手続の適正な運用を図るため、守谷市パブリック・コメント手続運用委員会(以下「運用委員会」という。)を置く。
- 2 運用委員会は、パブリック・コメント手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
  - 3 運用委員会は、常任委員及び臨時委員をもって構成する。
  - 4 運用委員会の常任委員は、市長事務部局の部長、教育部長及び総務課長をもって充てる。
  - 5 運用委員会の臨時委員は、パブリック・コメント手続を実施している案件を所管する次長及び課長をもって充て、当該所管案件を所掌する。
  - 6 運用委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長を、副委員長は生活経済部長をもって充てる。
  - 7 実施機関は、第6条第1項の規定により案等を公表し、第7条第1項の規定により意見等の提出を受け、及び第8条第2項の規定により提出された意見等を公表しようとするときは、運用委員会の意見を聴くものとする。

【考え方】

- 1 パブリック・コメント手続は、実施機関の責任において行いますが、市全体のパブリック・コメント手続が適正に運用されるためのチェック機関として、「守谷市パブリック・コメント手続運用委員会」を置き、市全体のパブリック・コメント手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【考え方】

- 1 パブリック・コメント制度を実施するにあたり、この告示に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための補則条項です。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に意思決定過程にある施策案で、市民等の意見を聴取する手続を経ているものについては、この告示の規定は適用しない。

【考え方】

- 1 平成16年12月21日告示し、約3か月間の周知期間を設け平成17年4月1日施行する。
- 2 この告示の施行時点で、意思決定過程にある施策案についても、市民等から意見等を聴取する手続を経ないものは、パブリック・コメント手続を実施することとする。